

○国家公安委員会規則第四号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第一項及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第六条第一項の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月一日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公

安委員会規則第六号) 第十六条第二号

二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則(平成二十年国家公

安委員会規則第二十号) 第二条第二項第一号ロ

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。